

原動機付自転車が道路に生じていた隆起部分によって転倒した事故について、道路管理瑕疵が争われた事例

＜平成 19 年 7 月 31 日 徳島地裁判決＞

国土交通省道路局道路交通管理課

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

被告は、原告に対し、4500 万円及びこれに対する平成 17 年 1 月 4 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、原動機付自転車を運転して被告の管理する市道を走行していた原告が、本件道路に生じていた段差ないし隆起部分によって転倒して負傷し、この事故によって損害を被ったとして、道路の管理者である被告に対し、国家賠償法 2 条 1 項に基づき、損害の賠償（ただし、一部請求）及びこれに対する事故の日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実

1) 交通事故（以下「本件事故」という。）の発生

ア 発生日時 平成 17 年 1 月 4 日午後 11 時 20 分ころ

イ 場 所 a 市○番地の北方約 50m 先道路（a 市道。以下、同道路を「本件道路」といい、事故現場を「本件事故現場」という。）

ウ 事故態様 原告は、原動機付自転車（以下「原告車両」という。）を運転し、本件事故現場付近の道路を南方から北方へ向かって走行中に転倒した。なお、本件事故発生当時、原告の友人である x が、自動車を運転して、原告車両の後方を走行していた。

2) 原告の負傷

原告は、本件事故により、頭部打撲、脳挫傷、右眼球打撲、頭蓋底骨折等の傷害を負った。

原告は、本件事故直後、救急車で b 病院に救急車で搬送され、同日から同年 2 月 5 日まで入院治療を受け、その後、同月 6 日から同年 8 月 3 日まで、同病院に通院して医師の診療を受けた。

原告は、同年8月3日、症状固定となり、記憶保持力、記銘力の低下等脳機能の低下が後遺障害として残った。また、原告は、平成17年10月7日、自賠責保険の後遺障害等級認定において、神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外に服することができないものとして、別表第二第7級4号に該当するとの判断がなされた。

3) 当事者

被告は、本件道路の管理者である。

2 争点及びこれに関する各当事者の主張

1) 本件事故の態様及び本件道路の管理の瑕疵の有無

(原告の主張)

ア 本件事故現場付近は、道路を横断するようにコンクリート製の用水路(管)が埋設されており、用水路の上部(蓋部分)は前後の道路の舗装面よりも約3cm隆起している。さらに、用水路の南側約1.4m手前から用水路までは若干の下りの傾斜がついていた。

また、本件事故現場付近には外灯等の照明がなく、バイク等二輪車の運転者が夜間に上記隆起部分を認識することは極めて困難である。

イ 原告は、時速約30kmで本件道路を走行中、本件事故現場の上記段差に突き当たり、その衝撃で原告車両が宙に浮き、路面に放り出されるように転倒した。

ウ 本件事故現場は、上記のとおり、安定に欠ける二輪車が走行した場合、バランスを失って転倒する等の事故の発生が予想できる状態にあったにもかかわらず、直ちに補修されることなく放置されていた。

原告代理人は、本件事故の捜査を担当した警察官が危険性を痛感して、被告(市役所)に対し、本件道路の補修と反射鏡の設

置を促したと聞いた。

本件道路には管理の瑕疵があったといえる。

(被告の主張)

ア 本件事故現場付近の起伏は3cmに満たない程度のものであり、その起伏は垂直な段差を生じているわけではなく、ある程度のすり付け部を持っている。

イ 本訴において、原告が当初主張していた15cm～20cmの段差が存在していたのであればともかく、上記の程度の起伏の存在が原因で転倒事故が発生するとは考えがたい。本件事故の原因についても同様である。

ウ また、本件事故現場付近の起伏は、その形状等から、短期間で急激に生じたものではなく、比較的長い年月をかけて生じたものと考えられるところ、本件事故が生ずるまで、道路の隆起等を原因とする事故は発生していなかった。

本件事故現場付近のような起伏は、一般的に存在しており、これによって事故が発生するとは考えられておらず、道路の安全性を欠いたものとはいえない。

したがって、本件道路に管理の瑕疵があったとはいえない。

2) 原告が本件事故によって被った損害

(原告の主張)

原告(昭和60年8月4日生)は、本件事故により、以下の損害を被った。

ア 治療費	19万3115円
イ 入院雑費	4万9500円
	日額1500円×33日
ウ 付添費用	23万7000円
	入院 日額6000円×33日
	通院 日額3000円×13日(通院実日数)
エ 慰謝料	1270万円
	傷害慰謝料 120万円
	後遺症慰謝料 1150万円

オ 逸失利益 3533万2725円

原告は、本件事故当時、専門学校生徒であったが、本件事故後退学し、就職できていない。原告の後遺障害の内容と程度に照らせば、就労可能年限を通じて、少なくとも56%を下らない収入の逸失を避けられない。基礎収入を賃金センサス(全学年・学歴計)に従うと次のとおりで、算出される。

349万0300円×0.56×18.077

カ 弁護士費用 350万円

原告は、上記費用の合計5201万2340円の内、4500万円及びこれに対する本件事故の日である平成17年1月4日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

知らないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1)について

1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次のとおり認められる。

ア 本件道路の状況について

本件道路は、非市街地を通過しており、本件事故現場付近においては、東側が河川に沿っており、西側には畑が広がっている。本件道路の幅員は約4.8mであり、車道と歩道の区別はなく、本件道路の東側にはガードレールが設置され、本件道路と西側の畑との間に約0.5mの側溝が設けられている。また、信号機は設置されていない。交通量は、車両及び歩行者とも閑散としている。

本件道路における南北の見通しは良好であるが、外灯等の照明がなく、夜間は暗い。

本件道路の表面はアスファルトで舗装さ

れており、路面は平坦である。

本件事故現場付近において、本件道路の西側の側溝から東側の河川へ向かって、本件道路を横断するようにコンクリート製の用水路(管)が埋設され、同用水路の上部にコンクリートが敷設された上、他の路面と同じくアスファルト舗装がなされている。

本件事故当時、用水路を挟んだ南北のアスファルト部分には若干のひび割れが生じており、用水路側に向かって約3cm程度の窪み(傾斜)が生じていた。用水路の前後の窪みの断面の状態は概ね別紙図面のとおりである。

なお、被告は、本件事故の報告を受けた後、本件道路の状況を確認し、平成17年1月18日から同年2月26日まで、アスファルト部分のひび割れの生じている場所や窪みの生じている場所等の補修工事を行い、さらに、同年6月3日から同年7月22日まで、地盤改良に係る工事を行った。ただし、上記の工事箇所は、本件事故現場とは異なる場所である。

イ 本件事故前後の原告の状況等

ア) 原告は、本件事故当日、x、yとともに友人の家で午後10時ころまで過ごした。その後、原告は、学生時代の先輩に預けていた原動機付自転車(原告車両)を取りに行くため、xの運転する自動車に乗って、同先輩の居住地へ寄った。同日午後11時ころ、原告とxは、まず、yを自宅に送ってから帰宅することとし、原告は原告車両を運転して、xはyを同乗させた自動車を運転して、同人の自宅に向かった。

なお、原告は、高校生であった時に原動機付自転車の運転免許を取得し、本件事故まではアルバイト先への通勤などの

ために運転しており、運転の際にはいつもヘルメットを着用していた。

イ) その際、原告と x は、y から、本件道路が近道になるとの説明を受けて、本件道路を通行することとした。ただし、原告も x も、それまで本件道路を通行したことはなかった。

本件道路を走行するにあたっては、原告車両が先行し、その約 10m 後方を x 運転の自動車が続いた。その際、x は自動車のヘッドライトを下向きにしていた。

ウ) 原告は、本件事故現場に差し掛かったところで、原告車両が浮き上がり、ハンドルを取られて転倒した。転倒時、原告車両は、そのまま進行方向に数メートル滑って行った。

エ) 本件事故当日は晴天であり、路面は乾燥していた。

なお、本件事故によって、本件道路の用水路の北端から約 6m の位置に、南北に約 2.8m の長さの擦過痕が生じた。

ウ 本件事故後の経緯

原告は、通報によって臨場した救急車で、同日午後 11 時 49 分ころ、b 病院に搬送された。

原告は、本件事故によって前記第 2 の 1 2) の傷害を負い、そのために本件事故の態様や本件事故現場の状況を記憶していない。

2) 検討

ア 被告は、道路管理者として、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないところ（道路法 42 条 1 項）、当該道路が通常有すべき安全性を欠くような段差や窪みを生じたときには、速やかに損傷箇所の修繕ないし事故発生を防止する措置をとらなければならない。そこで、本件事故現場において、道路

が通常有すべき安全性を欠く状態に至っていたといえるかが問題となる。

イ 本件道路及び本件事故現場の状況、また、原告車両の転倒の態様等に照らせば、原告は、本件道路を走行していた際に本件事故現場付近でハンドルをとられことが認められ、その原因として、用水路の前に生じていた約 3cm の窪みが影響を与えたといえることができる。

しかしながら、本件道路は、非市街地を通り、東側は河川に、西側は畑に面した幅員約 4.8m の市道であって、車両及び歩行者の交通量の多くないこと、用水路の上部とその南北に生じた窪みとの高低差(深さ)が約 3cm 程度であり、その用水路の上部と窪みとの段差には若干のすり付け部が存在し、用水路の管が窪みに対して垂直に隆起した状態であったとはいえないこと、本件事故が発生する以前には本件道路の窪みなどに起因する交通事故が生じた旨の報告例のないこと等が認められ、加えて、本件事故当時、原告は、x の運転する自動車に先行して原告車両を走行させていたこと、また、初めて通行した道路とはいえ、本件道路は信号もなく、交通量も閑散としていたこと、時刻は午後 11 時を過ぎていたことなどの事情に鑑みれば、原告が相応の速度で原告車両を走行させていたことも十分に考えられ（なお、原告は、時速約 30km で走行していたと主張し、証人 x もこれに沿う証言をするが、これを裏付けるに足る客観的な証拠はない。）、そのことが本件事故の発生に大きな影響を与えた可能性も否定できない。

これらの事情を総合的に考慮すれば、本件事故当時、本件道路に生じていた危険状態は比較的軽微であり、これによって、特に二輪車の交通事故の原因に直結するほど

に危険な状態が生じていたとまではいえず、ほかにこれを認めるに足りる証拠もない。

そうであるとすれば、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたということはず、被告の本件道路の管理に瑕疵があったとはいえない。

2 結論

以上のとおりであるから、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法 61 条を適用して主文のとおり判決する。

